

令和8年度 国民健康保険の更新について

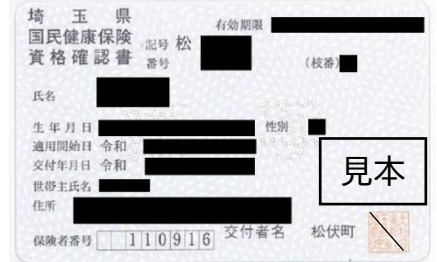
～マイナ保険証への移行に伴い、お届けする書類が異なります～

日頃、国民健康保険被保険者の皆様には、町国民健康保険事業へのご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

国民健康保険資格の更新時期となりました。マイナ保険証の導入により被保険者証（保険証）が廃止されたことにより、ご自身のご年齢やマイナンバーカードの登録状況により交付される書類が異なりますので下記をご確認ください。

【1】「資格確認書」が交付される方

- ・マイナンバーカードをお持ちでない方
- ・マイナンバーカードを保険証として登録（紐付け）していない方
- ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている方



【2】「資格情報のお知らせ」が交付される方

- ・マイナンバーカードを保険証として登録（紐付け）している
70歳以上の方
- ※8月診療分以降の自己負担割合が記載されています
- ・国民健康保険の資格取得後にマイナンバーカードを保険証として登録（紐付け）した方

【3】何も届かない方

- ・マイナンバーカードを保険証として登録（紐付け）している
70歳未満の方

マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れていると、マイナンバーカードを保険証としてご利用できなくなりますのでご注意ください。

医療機関等へのかかり方や資格確認書の有効期限などの詳細については、裏面をご覧ください

【1】「資格確認書」が交付される方

医療機関の窓口へ「資格確認書」を提示してください。
8月以降は今回お送りした資格確認書を使用してください。
有効期限の過ぎた資格確認書は、御自身で破棄して下さるようお願いいたします。
今回お送りした資格確認書の有効期限は、**令和9年7月31日**です。
ただし、令和9年7月31日までに70歳及び75歳の誕生日を迎えられる方の有効期限は、下記のとおりです。

| 対象者 | 資格確認書の期限 | 備考 |
|------------|--|--|
| 75歳になる被保険者 | 75歳の誕生日の前日 (例:令和8年10月15日の誕生日で75歳になる場合 →有効期限は令和8年10月14日) | 誕生日から後期高齢者医療制度に移行します。 |
| 70歳になる被保険者 | 70歳の誕生月の末日 (例:令和8年10月15日の誕生日で70歳になる場合 →有効期限は令和8年10月31日) ※ただし、1日生まれの方は、誕生月の前月の月末 | 70歳の誕生月の翌月(※)から負担割合が記載された資格確認書又はマイナ保険証を使用してください。 ※1日生まれの方は誕生月から |

●令和9年7月31日までに70歳の誕生日を迎えられる方には、上記の有効期限が過ぎる前に新たな資格確認書を交付します。(誕生日以前にマイナ保険証の利用登録をしていた方には、資格情報のお知らせを交付)

【2】「資格情報のお知らせ」が交付される方

医療機関の受診には、マイナ保険証(マイナンバーカード)をご利用ください。資格情報のお知らせには「自己負担割合(2割~3割)」が記載されていますので、大切に保管してください。
※70歳未満の方の資格情報のお知らせには、自己負担割合は記載されていません。

【3】何も届かない方

医療機関の受診には、マイナ保険証(マイナンバーカード)をご利用ください。
「資格情報のお知らせ」はマイナンバーカードと一緒に保管してください。
●令和9年7月31日までに70歳の誕生日を迎えられる方には、誕生月になりましたら、70歳の誕生月の翌月(1日生まれの方は誕生月)からの自己負担割合が記載された資格情報のお知らせを交付します。

マイナ保険証の利用登録をしても、ご高齢の方や障がいをお持ちの方でマイナ保険証での受診が困難な場合は、町への申請により資格確認書が交付されます。

なお、町の国民健康保険以外の保険に加入した場合は、役場に届出が必要です。

～外国人被保険者の方へ～

在留期間(満了日)が過ぎていると、国民健康保険資格確認書は送られません。在留カードを更新したら、必要書類を持参の上、役場住民ほけん課で再交付の手続きをしてください。
◆必要書類：在留カード、指定書(在留資格が「特定活動」の方のみ)

【お問合せ先】松伏町住民ほけん課 国保年金担当 ☎ 048-991-1868 (直通)